

## 議題（5）地域包括支援センターの体制について

## ① 地域包括支援センターの担当地区の一部変更について（案）

## （ア）変更理由

令和6年4月に地域包括支援センター「ちゅーりっぷ苑」を新設し、胎内市地域包括支援センター「みらい」の担当地区を引き継ぎました。引き継ぎは完了しており、令和8年度で3年目を迎えることとなります。

各地域包括支援センターにおける効率的な事業運営と均衡を図るため、高齢者人口などの状況を考慮し、委託地域包括支援センターの担当地区を一部見直すこととします。

## （イ）担当を変更する地区について

担当を変更する地区	新	旧
西本町1, 2, 3, 4	胎内市社協	ちゅーりっぷ苑
新和町・住吉町	愛広苑	胎内市社協
西条町1, 2 協和町・倉敷町 高畑・宮瀬・鴻ノ巣 笹口浜	ちゅーりっぷ苑	愛広苑

（ウ）変更年月日 令和9年4月1日（完全移行予定）

（エ）対応 令和8年度中に地区担当変更に向けて体制を整備し、円滑な移行を図る。

## ②胎内市の認知症施策について